

第3章 取組

取組の実施に当たっては、各々の課室・事務所の業務の内容、病院・警察・学校等の業務の特性、来客の状況、機器等の整備状況などを勘案しつつ、次に示す具体的な取組について、各々の課室・事務所で工夫し、自主的かつ積極的な対応が求められるものである。

なお、廃棄物処理、水道、下水道、病院等の事業については、これまで以上に環境負荷の少ない事業の執行に努めるとともに、機器等の導入に当たっては環境に配慮した商品の購入（グリーン購入※）に努めるものとする。

特に、下水道事業については、下水処理水・熱・下水汚泥などを雑用水・冷暖房・コンポスト等の資源・エネルギー源として有効利用を推進するものとする。

1 財（物品等）やサービスの購入に関する取組

（1）用紙類の購入に関する取組

- ① コピー用紙は、古紙配合率※100%、白色度※70%以下の再生紙を使用する。
- ② 報告書、ポスター、チラシ等の印刷物は、外部発注するものも含め、再生紙を使用するとともに、古紙配合率100%とし、白色度の低いものを使用する。
- ③ 再生紙による印刷物には、ごみ減量化推進国民会議で定められた再生紙使用マーク（Rマーク※）を必ず記載し、古紙配合率及び白色度を表示する。
- ④ トイレットペーパーは、古紙配合率100%のものを使用する。

（2）電気製品等の購入に関する取組

- ① コピー機、パソコン等のOA機器は、国際エネルギースターロゴ※の表示がある製品又はこれに準ずるエネルギー使用効率の高い機器を選択する。
- ② コピー機、プリンターは、両面・縮小プリントが可能なデジタル複合機※を優先的に選択する。
- ③ 照明機器及び家電製品の購入に当たっては、使用目的・場所・数量などを検討し選択する。
- ④ フロンを使用する製品は、フロン規制対応製品や非フロン系製品を選択する。

（3）車の購入に関する取組

- 公用車は、燃費のよい車種や、環境への負荷の少ない低公害車又は低燃費車（直噴エンジン車等）※を優先的に採用する。

（4）文具・事務用品等の購入に関する取組

- ① 文具・事務用品等は、原則として、再生品とするとともに、環境配慮型の製品（エコマーク商品※やグリーンマーク商品※等）を優先的に採用する。
- ② 紙製事務用品は、再生紙による製品を使用する。
- ③ 詰替・交換式の文具等を採用する。

（5）容器・包装材の購入に関する取組

- ① 過剰に包装された商品の購入を避け、簡易包装された製品を選択、購入する。
- ② ペットボトル容器の購入を自粛する。

（6）その他

- ① エアゾール製品（スプレー、ダストブロワー等）について、非フロン系のものを選択する。
- ② 使い捨て製品の購入を控える。

2 財（物品等）やサービスの使用に関する取組

（1）用紙類の使用に関する取組

- ① コピーは原則として両面印刷とし、用紙使用量を抑制する。
- ② コピー機の使用後は、必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する。
- ③ ミスコピー紙は、回収ボックスに収集し、コピー機に専用トレイを設け、再利用する。
- ④ 片面コピー紙は、裏面をお知らせなどの簡易な回覧、新聞切り抜きの台紙やメモ用紙等に再利用する。
- ⑤ 会議の規模などに応じ、プロジェクター等を活用して、用紙使用量を抑制する。
- ⑥ 使用済封筒は、送送用の封筒、資料袋、回覧袋等に再利用する。
- ⑦ 文書・資料・印刷物・刊行物の部数やページ数は、必要最小限とする。
- ⑧ ファクシミリは、送信票を廃止し、本文余白を利用する。
- ⑨ 庁内LAN（電子メール・掲示板・文書共有等）の積極的な利用により、用紙の配布を抑制する。

（2）電気の使用に関する取組

- ① 昼休憩や晴天時の窓際の照明は、支障のない範囲で消灯する。
- ② 廊下・階段等の共用部分の照明は、支障のない範囲で消灯する。
- ③ 夜間や休日、事務室内の未使用スペースの照明は、支障のない範囲で消灯する。
- ④ 会議室、更衣室、トイレや湯沸室などの照明は、使用後は必ず消灯する。
- ⑤ 昼休憩中のOA機器のスイッチオフやコピー機の省電力（予熱）モードを励行する。
- ⑥ 長期間、電気機器を使用しない場合は、コンセントを抜く。
- ⑦ 最寄りの階への移動は、エレベーターの利用を控え、積極的に階段を利用する。
- ⑧ 支障のない範囲で水曜日及び給料支給日等は一斉退庁とする。
- ⑨ 庁内の自動販売機の設置者に、省エネ型機器への転換を働き掛ける。

（3）燃料（ガス、重油等）の使用に関する取組

- ① ガス使用後の確実な栓締め、沸かし過ぎの防止、炎（ガス量）の調節など、ガスコンロや湯沸器を効率的に使用する。
- ② 会議室などの冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止する。
- ③ 冷暖房温度は、冷房時28℃、暖房時19℃を目安に、適切な温度管理に努めるとともに、カジュアルデーなどの服装の工夫に努める。
- ④ 冷氣・暖気の吹き出し能力の低下を防ぐため、ファンコイルユニットの周囲には物を置かない。
- ⑤ 冷房効果を高めるため、外気温の高いときはできる限りブラインドを降ろす。

（4）車の使用に関する取組

- ① 急発進、空ぶかしの抑制や経済運行速度（一般道路：40～60km/h、高速道路：70～80km/h）の遵守などにより、公用車のエコドライブ[※]を行う。
- ② 荷物の積み降ろし、人待ち、待機時は、エンジンを停止する（アイドリングストップ運動[※]）。
- ③ 自動車の利用の抑制に努め、積極的に公共交通機関を利用する。
- ④ 会議や説明会の開催通知などで、可能な限り来庁者にマイカーの利用を抑制し、公共交通機関を利用するよう呼びかける。

（5）水の使用に関する取組

- ① 洗面や歯磨きをするときなどは、こまめに水を止める。
- ② 水道蛇口へ節水ゴマを取り付けるなど、水使用量を抑制する。
- ③ 庁舎の水道を減圧調整し、水使用量を抑制する。

(6) 文具・事務用品等の使用に関する取組

- ① 文具等は大切に使用し、詰替などにより長期使用する（デスク・クリーン運動[※]）。
- ② フラットファイルなどのファイリング用品等は、再利用する。

(7) その他

- ① 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、長期使用を図る。
- ② 紙コップなどの使い捨て製品の使用の抑制を図る。
- ③ 資料等を発送する際は、過剰な包装をしない（集中発送で施行する場合は、親展及び通送特殊を除き、封筒を使用しない。）。
- ④ 庁舎内の店舗での買物の際は、努めてマイ・バッグ[※]を携行する。
- ⑤ 庁舎内の店舗等に対して、ペットボトル製品の販売を自粛するよう働き掛ける。

3 廃棄に関する取組

(1) 廃棄物の減量に関する取組

- 庁舎内の店舗に対して、使い捨て容器や過剰包装の自粛、缶・ビン・ペットボトルの回収を要請する。

(2) 省資源・リサイクルの推進に関する取組

- ① 事務室において発生する紙ゴミは、コピー用紙の箱や古い段ボールを活用するなどして、分別回収ボックス（コピー用紙・新聞紙・段ボール・雑誌類等）を設け、分別回収を徹底するとともに、個人用のゴミ箱をなるべく少なくする。
- ② 事務室において発生する缶・ビン類等は、既存のゴミ箱を使い分けるなどして活用を図り、分別回収ボックス（スチール缶・アルミ缶・ビン・ペットボトル）を設け、分別回収を徹底する。
- ③ 用紙類は、努めて溶解処理する。

(3) 適正処理・管理に関する取組

- ① 廃棄物の分別を徹底し、資源化を図り廃棄物の焼却量や埋立量を少なくする。
- ② フロンや代替フロンを使用している公用車・空調機器等の廃棄等を行う場合は、「県有施設等におけるフロン対策等暫定方針」に従い適正に処理する。
- ③ OA機器、家電製品や公用車等を処分する時は、引取業者への指導等を通じ、適正処理を徹底する。
- ④ 県有施設内の小型焼却炉（法規制対象外のもの）でのゴミの焼却は中止し、市町村等が設置している焼却炉で焼却する。
- ⑤ 庁舎内の排水処理施設等の適切な管理を行う。

4 建築物の建築・管理等に関する取組

(1) 設計・施工時等

ア 再生資材や建設副産物の有効利用を一層進める。

イ 建設工事に使用する型枠については、環境負荷の少ない型枠の利用を進める。

ウ 建築物の建築に当たっては、次の取組を一層進める。

- ① 建築物の規模・用途に応じ、太陽光発電・太陽熱等の自然エネルギー、コージェネレーション※（熱電併給）システムや、夜間電力を利用した蓄熱設備等の導入を検討する。
- ② エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調機器の運転制御、窓側電灯配線のライン化及び建築物の断熱性向上・省エネルギーについて、検討する。
- ③ 庁舎の建築に当たっては、自然採光を活用した設計となるよう配慮する。
- ④ 消火設備を新設するに当たっては、原則として、特定ハロン※消火設備を使用しない。
- ⑤ 建築物の規模・用途に応じ、雨水利用や排水の中水利用設備の導入を検討する。
- ⑥ 給水装置の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁や自動水栓など、節水に有効な器具を設置する。
- ⑦ 透水性舗装や浸透ます等を必要に応じて設置し、雨水の地下浸透とかん養を図る。
- ⑧ 自動販売機等の設置に当たっては、省エネルギー型機器の導入、更新を促す。
- ⑨ 庁舎内に分別回収（リサイクル）のための場所を確保する。

エ 環境負荷の少ない施工作业の実施

- ① 適正な運搬車両台数、運転時間、走行ルート等の事前検討を促す。
- ② 車両の排ガス、騒音、振動等の抑制を促す。

オ その他

- 既存建築物に使用されているアスベストを適正に処理する。

(2) 建築物等の維持管理

- ① 県有施設におけるフロン等を冷媒とした空調設備、冷蔵・冷凍設備等の適正な管理を行い、冷媒等の漏えい防止に努める。
- ② 雨水利用・排水の中水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。
- ③ 有害物質等の排出の削減や適正な処理が図られるよう設備の維持管理を行う。

(3) 緑化等の推進

- ① 植林、里山林の整備の推進を図る。
- ② 敷地や屋上について、環境に配慮した緑化の計画的な推進や植え込み等の適切な維持管理を図る。
- ③ 農薬や化学肥料の使用量の適正化を行う。

(4) 解体・廃棄時

- ① フロンや代替フロンを使用している空調機器等の廃棄等を行う場合は、「県有施設等におけるフロン対策等暫定方針」に従い適正に処理する。
- ② ハロン消火設備の更新、廃止に当たっては、ハロンを適切に回収する。
- ③ コンクリート塊等の建設廃材は、再生砕石等に利用しリサイクルを図る。
- ④ 建設副産物の発生を抑制する。